

長洲町教育委員会 会議録

会議録	令和２年度 第１０回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	令和２年９月２９日（火）午後２時００分 招集		
招集場所	長洲町役場 ３階 第１委員会室		
出席者	委員会	教育長 戸越政幸、坂本裕文教育長職務代理者、 上野美登委員、隈部壽明委員、徳田美津子委員	
	事務局	学校教育課	課長 松林智之 指導主事 松井 明 課長補佐 金森秀益
		生涯学習課	課長 漁長洋志 生涯学習審議員 松永光親
欠席者	なし		
職務説明責任者	松林学校教育課長		
会議録作成者	金森学校教育課長補佐を指名		

日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 １		議事日程について
第 ２		会議録署名委員の指名について
第 ３	議案第３１号	長洲町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について（学校教育課）
第 ４	議案第３２号	長洲町立小中学校学習支援員設置要綱の制定について（学校教育課）
第 ５	議案第３３号	学校医の委嘱について（学校教育課）
第 ６	報告第 ９号	令和２年度第３回町議会定例会における一般質問の答弁内容について（学校教育課）
第 ７	報告第１０号	９月校長会について
第 ８	報告第１１号	生徒指導について（非公開）（学校教育課）
第 ９	報告第１２号	事故報告について（非公開）（学校教育課）

開会（午後２時００分）

○学校教育課長（松林智之）

皆様、こんにちは。ただいまから令和２年度第１０回の教育委員会会議を開催いたします。
それでは、地方教育行政法第１３条第１項の規定に基づき、教育長に会議の議事進行をお願いいたします。

○教育長（戸越政幸）

改めまして、こんにちは。

本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

それでは、令和２年度第１０回教育委員会会議を開会します。

お諮りします。会議の議題は本日配布しておりますとおりでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、日程番号第１、議事日程について、本日１日間とします。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

日程番号第２、会議録署名委員の指名について、上野委員を指名します。

また、日程第８報告第１１号の生徒指導と日程第９報告１２号については個人情報が含まれますので、非公開として取り扱います。

（異議なしの声あり）

日程番号第３、議案第３１号について、事務局から説明をお願いします。

（議案第３１号 学校教育課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

説明がありましたけども、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○教育委員（隈部壽明）

この規則については、文科省と県から来ているんだけど、各地域の教育委員会として裁量できる数値とか内容があるんですか。

○学校教育課長（松林智之）

各自治体における教育委員会の裁量というものは、この中には盛り込んではありません。といいますのが、法律側と先ほど申しました指針ですね、県の条例が一体となるようなことをございますので。もちろん法律の遵守、条例を遵守した内容を各教育委員会の方の規則で制定するということをございます。

先ほど申しました第３条の方に教育委員会規則を制定してほしいということで今回規則を制定するものでございます。

○教育委員（隈部壽明）

第３条の内容については、文科省や県が決めている内容ですか。それを踏襲しなさいということですか。

○学校教育課長（松林智之）

はい、そうです。

○教育委員（隈部壽明）

これはいいとして、逆に大事なのはこれに基づいてどうするかという管理方法だとか、労働時間の正確な把握方法とか、施策をどうするかというのが一番大事なのでそこをどうするんですか。

○学校教育課長（松林智之）

今回規則を制定する意味というのは、校務を司る校長、それを監督する教育委員会が教職員の上限時間を超えないようにするために、業務量の適切な管理を行うことというのが一つ。具体的にどういうことかといいますと、働き方改革というところもありますけど、文科省が示してきておりますのが、出退勤時間の明確化あるいは業務改善・授業改善における効率化、ICTを活用した授業改善、働く先生方の意識改革を含めて、まずは学校で取り組みやすいところから取り組んでもらう。教育委員会としまして、出退勤管理についても学校でのバーコード管理や授業改善については学校での検証、工夫改善をされております。ICTを活用というところでは今年度タブレット端末の整備を考えております。

各学校で色んな特色がありますけども、学校の働き方改革を踏まえて、教育委員会の方もそれに沿って支援をしていきたいと思います。

○教育委員（隈部壽明）

私は、どちらかというと逆で、本来だったら法的な規定があつてそれをどう進めるべきかというのはある程度の指針を出してあげて、校長が管理すべきであるので、毎月この報告を出しなさいと。こういう業務については、ここまでにしなさいとか、ある程度のガイドラインを作つてあげて提示して、先生達はその範囲の中で自己裁量をもって授業の改善とか先生たちの負荷軽減を図っていくようにしてあげないと。校長からもらったものを受けてどこを協力できますかねというのは方向性が逆で、それは教育委員会としての責務を全うしていないような気がします。

○学校教育課長（松林智之）

先生方も学校長からの指示、命令以外に所定の勤務時間外の業務も当然発生してきております。いわゆる超勤4項目と言われているんですけども、学校での実習とか行事、PTAや自己研鑽を含む研修と非常災害に必要な業務もかかってきます。その業務というのは直接学校長からの指示命令ではない業務として、明確に勤務時間外の公務としてされてなかったが、今回、法律と条例と規則を制定するなかでそういった学校の教員として携わる業務全てを含んだ中でこういった時間外の勤務というのを今回規則にして制定したところです。

○教育委員（隈部壽明）

私が言いたいのは、最終的監督責任は教育委員会にありますというのはこの規定なんで、監督責任者として「どうしなさい」と校長先生にまず言わないといけない。そして、校長先生はそれを受けて、その範囲でどうできるかを工夫しなければいけないというのが方向性じゃないですかと言っているの、これに答えてください。

○学校教育課長（松林智之）

当然、隈部委員言われるように教職員の現場の責任者である校長先生の方から教職員への指導、命令、工夫改善がなされるべきでございます。勤務時間を超える場合が発生したら、その先生に対して指導、助言されるものでございます。それでも改善がなされない場合においては、教育委員会の方からの学校に対する指導、助言になるかと思います。

○教育委員（隈部壽明）

そういうことではなくて、教育長はどう思われますか。

○教育長（戸越政幸）

これはですね、国や県の指針を受けて、長洲町がこの規則を作ったんです、町として。ですから非常に重みがある。重みがある一枚のこのペーパーですけども、一月45時間とか数字を表しておりますので、これを守ってくださいというふうな提示をしていくのが教育委員会。

○教育委員（隈部壽明）

それ以上のことはする必要がない。

○教育長（戸越政幸）

それがまず前提です。だから、当然示したことについては守りましょうというのが学校現場の姿勢だと思います。

それを少し弾力性を持たせてありますよね、一月で45時間をオーバーする月があったら、6カ月間を平らにしてそれでもと。だから、そこは改善していく必要があるんですよ。

その改善点は何なのかということですよ。だから、当然、今後、行事の精選と。この行事が大きく時間外勤務に関わる時間帯がある。そこを見直しを一緒になって考えていかなければならない。それと中学校でしたら、部活動という大きな時間が係わってくるんだろうと思います。そういうようなものをしっかりと受け止めて、学校現場で改善していただく。そして、改善がどうしてもできないところには、教育委員会として一歩、二歩入り込んでこれに近づくよう努力していく。細かいことを言えば、出退勤を個票で上げてくださいということでチェックをしていく必要もあるということです。それぐらい、長洲町が作ってだすわけですから、重みがある。

○教育委員（隈部壽明）

この重みは十分わかる。この重みを実行するために教育委員会として、これとこれはきちんと出しなさい、考えなさいと。考えに基づいて提示してくださいと。そういうことをちゃんとさせるような仕組みを作っていないといけないではないですか。その為にはどういふことをという具体的な話を知ってもらわないといけないということ。

○教育長（戸越政幸）

まずは、出退勤のチェックを全部上げてくれと。それで見えていく。その理由あたりも留めていく。そういうのも必要かなと今は思っています。

○学校教育課長（松林智之）

補足ですけども、今、特に学校からの超過勤務時間というのは教育委員会には上がってきておりません。こういった規則を制定しますので、きちんと学校では先生方の出退勤、時間外については教育委員会で把握をしていく。こういう規則に逸脱するものであれば、指導してもらうことが今後は出てくる。

○教育委員（隈部壽明）

業務量を把握しても、学校ごとで業務量の把握の仕方が違うことも考えられるので、教育委員会としては、こういうものはこういうふうに測れというような指針を出してあげないといけないんじゃないか。どこまでできるかわからないけど、そういうのが我々の務めじゃないですか。

○教育委員（徳井美津子）

よくわかります。学校現場というか、先生方の仕事の内容とか考えた場合に普通のオフィスの仕事のような、ここから超過勤務というような線引きをするのが非常に難しいのではないかと思います。そこは、個々人で違うんじゃないかと思う。

○教育委員（隈部壽明）

それはそうだと思う。ただ、大きいくくりで示してやらないと、これはあまりにも横暴すぎるので、もっと大まかにして、ここはきちっとしてくださいとか、ここからが線引きの境目ですとかは我々にはできないけども、大きなくくりとして考え方の指針を出してあげることが必要じゃないのかなと思うのです。

○教育委員（徳井美津子）

本当に改革というところで、前に進めたいのであれば学校サイドで現状の勤務状況とかしっかり話し合われて、現状把握ですよ、改善していかなければいけない。

○教育長（戸越政幸）

私はこれを示して、委員会はこうですよというところで、各学校に降ろしてから、これを見ながら学ぶためにはどういうところを超過しているかというものが出されると思う、個々人が。個別に違う。クリアできている人は現状で頑張ってくださいと。どうしても超過勤務になっているときには、どのような理由があってなっているのかということを個々人から集めてくると個別の対応も出来るし、それから全体に関わってきているようだったら、学校の方針として、こういうふうにやりましょうというのが出てくると思います。そういう意味で今回これを示すことによって、十分違いがあると思っている。

個々人により、行事を担当する人で違いが出てくると思いますので、月によつての業務量の平準化が難しい場合は、他の月で平準化してくれという動きになってくると思う。

特に、大規模校と小規模校でだいぶ違う。一人に係る校務分掌の量が相当違う。しかしながら、月々の状況把握の中で相当改善してきている。ただ、数人超過してくる。そこは、行事の精選が必要だと思う。

○教育委員（隈部壽明）

わかりました。これを降ろして各学校の校長先生がどういう施策を取ろうというふうな

ことをあげられて来られるので、それを聞いて、やれることがあればすると。そういうふうに行くということですね。

○教育長（戸越政幸）

これを降ろすときに、現状がどうかというところを各学校の今の現状と当面どういうことをやりますよということを校長の学校としての方針をあげてもら。そして教育委員会の方に提案していく。

○教育委員（上野美登）

先生達は県の方針だけで日常業務を行っていた。

○学校教育課長（松林智之）

後は労働基準法とかですね。

○教育委員（上野美登）

後は伝え方だと思うので、凄く働き方を推している世の中ですので、みなさんがどう捉えるかであるんですけど、保護者側に働き方改革なのでという一言を出すもので、何でもこういうことになりましたというもう少し詳しく言ってもいいんじゃないかなと、もうそういう時期に来ていると思います。だけど、言葉足らず、ひと言目がそれでいくので学校というのは何なのという声が出てくると思うからですね、こういうのがきちっと作られると目を見て、判断がきくと思うんですが、それをどんなふうに伝えるかだと思います。誤解があるので、こういう経緯がありますということを説明いただけたら、長洲町ではこういう規定を設けましたということがあってもいいのかなと思います。伝え方です。

○教育長職務代理人（坂本裕文）

この規則が定められたということともう一つは町の管理規則との関連がどうなっているのかですけど、町には今までもっている管理規則があると思うんですけど、そことの関連も考えておかんといかんかなと思います。もう一つは、3条の件で具体的にあったと思うんですけど現場の学校長の意向というの、そこからの吸い上げも非常に大事なかなと思います。

○学校教育課長（松林智之）

学校管理規則については、今回、この規則について参酌するところはないんですけども、この教育委員会で取り組むべき働き方改革とか、実態管理が必要であれば管理規則の方にも反映させていくことができるかと思いますので、その辺は状況を見ながら対応していきます。

○教育長（戸越政幸）

他、ございませんか。

ないようでしたら、この件については終わります。

（異議なしの声あり）

次に、日程番号第4、議案第32号について、事務局から説明をお願いします。

（議案第32号 学校教育課長 説明）

○教育長職務代理人（坂本裕文）

特別教育支援員の方との住みわけはどうされるんですか。

○学校教育課長（松林智之）

現在、10名の特別支援教育支援員さんの配置をしておりますが、若干職務の方が重複するところがあるんですが、基本的に特別支援員さんは、特別支援学級または普通学級に入られて、子供たちへの声かけ、学習態度など授業のサポートで勤務してもらう。若干、学習支援員さんも被っております。

○教育委員会指導主事（松井 明）

具体的なところで、六栄小学校には40人学級が1クラスありますので、免許をもっておられる方だとこれが少人数でできますので、二つにわけると20・20でできますので、当然、密が避けられる。同じようなことで腹栄中学校でも少人数やTTの授業をやってますのでそこに入っていて、密を避けながら、特別支援学級の先生は、学級の中で特別に支援がいる生徒を中心にみてもらうが、今回の支援員の方は新型コロナの感染症予防のための措置ですので、あくまでも密を避ける、少人数にするとかの支援になっていくという形で配置をしております。

○教育委員（隈部壽明）

先ほどから話が出ておりますが、特別支援教育支援員、学校支援員とか色々な役割の人が出てくるので、それぞれの分担範囲がわからなくなるので、横並びにしてどういう範囲でメーンなのかを示す必要はないか。この条文にもあるように校長が指示する校務に関する業務について、校長が迷うことがないようにはっきりしておく必要があるのではないか。ここに書いてあるように、新型コロナウイルス感染症対策としての業務ということで、これを逸脱した場合にそれはおかしいと言えないといけないんじゃないか。

○学校教育課長（松林智之）

確かに、色んな教育現場で配置をしている方がいます。さきほどから出ていますが学習支援員とスクールサポートスタッフは来年度以降継続できるかどうかわかりません。業務に関しましては、学校長の判断でというところもあります。校長の方も明確な業務をはっきりしながら、別の業務をお願いする場合は本人の了解も取りながら指示していくこととなります。

○教育長（戸越政幸）

他、ございませんか。

ないようでしたら、この件については終わりたいと思います。

（異議なしの声あり）

次に、日程番号第5、議案第33号について、事務局から説明をお願いします。

（議案第33号 学校教育課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

ただいまの件で、ご質問、ご意見ございませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、これで終わります。

次に、日程番号第6、報告第9号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第9号 学校教育課長 説明)

○教育長（戸越政幸）

ありがとうございました。なにか、ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

ないようでしたら、この件については終わりたいと思います。

(異議なしの声あり)

次に、日程番号第7、報告第10号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第10号 学校教育課長 説明)

- ・ 学校指定休業日の件 (10/12 (月))
- ・ 中学生学力向上対策事業 (オータムスクール) について
- ・ 中学生の水泳授業について
- ・ 運動会、体育祭の実施について
- ・ 修学旅行について

○教育長（戸越政幸）

これで終わります。

次に、日程番号第8、報告第11号について、事務局から説明をお願いします。これ以降は非公開として取り扱います。

(報告第11号 学校教育課長 報告)

－ 報告第11号の質疑については、個人情報の保護の観点から非公開 －

次に、日程番号第9、報告第12号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第12号 学校教育課長 報告)

－ 報告第12号の質疑については、個人情報の保護の観点から非公開 －

○教育長（戸越政幸）

他にございませんか。

なければ、これを持ちまして本日の全日程が終了いたしました。

第10回教育委員会会議を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

閉会（午後4時28分）